

◆マイナンバーの収集

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）の施行により、2016年1月からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が開始されました。

共済組合では、番号法に規定されている個人番号利用事務実施者として、2017年1月から組合員・任意継続組合員及び被扶養者のみなさんのマイナンバーを収集し、2017年7月以降、地方公共団体等との情報連携に利用する予定です。

〈組合員及び被扶養者〉

2017年1月1日時点において、資格を有する人（1月1日資格取得者を除く）のマイナンバーを、所属所から一括して提供していただくことにより収集します。

〈任意継続組合員及び被扶養者〉

2017年1月1日時点において、資格を有する人のマイナンバーを、任意継続組合員本人から被扶養者分を含め収集します。

〈2017年1月1日以降に資格取得する者〉

2017年1月1日以降に組合員・任意継続組合員及び被扶養者の資格を新たに取得する人のマイナンバーは、各種届書等にマイナンバーを記入していただくことにより収集します。